

川西町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 川西町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は川西町長を含む25名以内とし、次の各号に掲げる者から町長が任命又は委嘱する。

- (1) 川西町長が指名する者
- (2) 川西町を営業区域に含むタクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 山形県バス協会が指名する者
- (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (9) 川西町において現に過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (10) 道路管理者、山形県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(役員)

第4条 交通会議に会長1名及び職務代理者1名を置く。

- 2 会長は、川西町長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 職務代理者は、会長が指名する者とする。
- 5 職務代理者は、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 交通会議の議長は、会長が行う。

4 交通会議の議決の方法は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

5 交通会議の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(関係者等の出席)

第6条 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

(川西町過疎地有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

2 川西町過疎地有償運送運営協議会設置要綱（平成21年川西町告示第100号）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。